

職業紹介事業実態調査調査票
(職業紹介事業者用)

平成17年10月
厚生労働省

調査にあたって

- 1 この調査は職業紹介事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。

なお、御記入はできる限り職業紹介責任者の方をお願いいたします。

- 2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。

なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。

また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。

- 3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年11月18日（金）までに御返送ください。

- 4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

(連絡先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省職業安定局需給調整事業課 担当：田中、松田
TEL 03-5253-1111 内線5747、5746

〔用語の定義〕

常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が事実上反復継続されて①と同等と認められている者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

問1 貴事業所の属性についてお答えください。

(1) 貴事業所の所在地

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 平成17年9月1日現在の労働者数

貴事業所 人

うち職業紹介業務の従事者 人

うちコンサルタント等
求職者との相談業務の従事者 人

(3) 貴事業所の職業紹介事業種類

(ア) 事業の種類

- | | |
|------------|----------------|
| 1 有料職業紹介事業 | 2 無料職業紹介事業 |
| ↓ | → (4) へお進みください |

(イ) 有料職業紹介の形態 (あてはまるものすべてに○)

- 1 登録型 (登録している求職者と求人企業の職業紹介を行うもの)
- 2 サーチ型 (いわゆるスカウト型の職業紹介を行うもの)
- 3 アウトプレースメント型 (教育訓練、相談、助言等の再就職に必要な援助を行うもの)

(4) 貴事業所の事業分野（あてはまるものすべてに○）

- 1 職業紹介事業のみ
- 2 労働者派遣事業
- 3 教育訓練事業
- 4 求人・求職情報提供事業
- 5 請負事業
- 6 その他〔具体的に 〕

(5) 貴事業所の平成16年度の手数料等の収入額

(ア) 職業紹介事業に係る

全手数料収入 約 億 万円

(イ) その他の収入

① 労働者派遣事業 約 億 万円

② 教育訓練事業 約 億 万円

③ 求人・求職情報提供事業 約 億 万円

④ 請負事業 約 億 万円

(ウ) 事業所の全収入 約 億 万円

うち、アウトプレースメント事業による収入

約 億 万円

問2 職業紹介の実績についてお答えください。

(1) 貴事業所の取扱職業

- 1 ホワイトカラー系職業が中心
- 2 家政婦、調理士等の非ホワイトカラー系の伝統的職業が中心

(2) 平成16年度、貴事業所における取扱職業別の求人数、求職者数、紹介件数及び就職件数

取扱職業別	求人数 (注1)	求職者数 (注2)	紹介件数 (注3)	就職件数 (注3)	うち、期間の 定めのない 者、又は雇用 期間が1年以上の者について の就職件数
家政婦	件	人	件	件	件
配せん人	件	人	件	件	件
マネキン	件	人	件	件	件
調理士	件	人	件	件	件
モデル	件	人	件	件	件
芸能家	件	人	件	件	件
専門的・技術的職業	件	人	件	件	件
管理的職業	件	人	件	件	件
事務的職業	件	人	件	件	件
販売の職業	件	人	件	件	件
サービスの職業	件	人	件	件	件
その他の職業 〔 〕	件	人	件	件	件
合 計	件	人	件	件	件

(注1)…平成16年度に新規に受理した常用求人数（雇用期間が4ヵ月以上のもの）

(注2)…平成16年度に新規に受理した求職者数

(注3)…常用就職（雇用期間が4ヵ月以上のもの）についての件数

(3) 貴事業所を利用する求人企業の規模（最も多いもの1つに○）

1 1～29人 2 30～99人 3 100～499人 4 500人以上

(4) 貴事業所の求職者の状況

(ア) 貴事業所における求職者（平成17年9月1日現在）

	29歳以下	30～44歳	45～54歳	55～59歳	60歳以上	合 計
男性	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(イ) 貴事業所における求職者のうち在職者の割合

[illegible]

問3 手数料制度についてお答えください。(無料職業紹介事業者の方は問4へお進みください。)

(1) 貴事業所における手数料制度

- 1 届出制手数料を採用している 2 上限制手数料を採用している

(2) 求職者からの手数料徴収

(ア) 求職者手数料を
徴収している対象
(あてはまるものすべてに○)

(イ) (徴収している場合)
求職者から徴収する紹介手数料の
平均額及び平均手数料率

(就職者1人平均
徴収手数料額)

(平均手数料率)
(6ヵ月分の賃金に占める割合に換算して)

- 1 芸能家 → 円 → . %
- 2 モデル → 円 → . %
- 3 科学技術者 → 円 → . %
- 4 経営管理者 → 円 → . %
- 5 熟練技能者 → 円 → . %

6 徴収していない → (エ)へお進みください)

(ウ) 求職者から紹介手数料を徴収する時期

- 1 採用が決まった際に一括して徴収
- 2 採用後に一括して徴収（ヵ月経過時点で徴収）
- 3 求人者から求職者に給与の支払いがある都度、分割して徴収（ヵ月間徴収）
- 4 その他〔具体的に 〕

(エ) 制度として求職者から紹介手数料を徴収することによりどのようなメリットがある
と思いますか（あてはまるものすべてに○）

- 1 積極的に求人開拓をすることができる
 - 2 求人者の負担が減るため求人件数が増加する
 - 3 求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる
 - 4 民間職業紹介事業者が求人企業側の利益に偏った紹介を行わないという信頼感を求職者にもってもらえる
 - 5 特にメリットはない
 - 6 その他 []
-

(オ) 制度として求職者から紹介手数料を徴収することによりどのようなデメリットがある
と思いますか（あてはまるものすべてに○）

- 1 民間職業紹介事業者が、手数料を多く払う求職者を優遇する
 - 2 求職者が手数料に見合った収入が得られる仕事に就こうと思い、就職に対して慎重になりすぎる
 - 3 求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える
 - 4 能力を持った求職者が有料職業紹介事業を利用しなくなる
 - 5 特にデメリットはない
 - 6 その他 []
-

(カ) 手数料を徴収できる求職者の範囲

- 1 現行より拡大すべき
 - 2 現行のままでよい
 - 3 現行より制限すべき → (3) へお進みください
-

((カ) で「1 現行より拡大すべき」とお答えの方に)

(キ) どの範囲まで拡大すべきか（あてはまるものすべてに○）

- 1 科学技術者、経営管理者及び熟練技能者についての年収要件を緩和すべき
 - 2 科学技術者、経営管理者及び熟練技能者についての年収要件を撤廃すべき
 - 3 徴収できる職業を拡大すべき
 - 4 すべての求職者から徴収できるようにすべき
 - 5 その他〔具体的に []〕
-

((カ)で「2 現行のままでよい」とお答えの方に)

(ク) 現行のままでよいとする理由 (あてはまるものすべてに○)

- 1 今でもとっていないから
- 2 求職者からとるべきではないから
- 3 手数料を払える人しか紹介できなくなるから
- 4 現行の範囲が適切だと考えるから
- 5 求職者と求人者のどちらを向いてサービスすればよいかわからなくなるから
- 6 その他 [具体的に]

(3) 求人企業からの手数料徴収

(ア) ホワイトカラー系の職業

- | ① 求人企業から手数料を
徴収している職業
(あてはまるものすべてに○) | (就職者1人平均徴収手数料額) | (平均手数料率) | ② (徴収している場合)
求人企業から徴収する紹介手数料の
平均額及び平均手数料率 |
|--|--|----------|---|
| 1 専門的・
技術的職業 → | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div> | 円 → | 年収の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % |
| 2 管理的職業 → | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div> | 円 → | 年収の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % |
| 3 事務的職業 → | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div> | 円 → | 年収の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % |
| 4 ホワイトカラー系職業を取り扱っていない → ((イ)へお進みください) | | | |

(イ) 伝統的職業

- | ① 求人企業から手数料を
徴収している職業
(あてはまるものすべてに○) | (平均手数料率) | ② (徴収している場合)
求人企業から徴収する紹介手数料の
平均手数料率 |
|--|--|--|
| 1 家政婦 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 2 配せん人 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 3 マネキン → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 4 調理士 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 5 モデル → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 6 芸能家 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 7 販売の職業 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 8 サービスの職業 → | 1ヵ月あたり、賃金の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> . <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"><div></div><div></div><div></div></div> % | |
| 9 伝統的職業を取り扱っていない → ((4)へお進みください) | | |

(4) 再就職支援事業における送り出し企業からの手数料徴収

- ① 送り出し企業から手数料を徴収している職業
(あてはまるものすべてに○)
- ② (徴収している場合)
送り出し企業から徴収する手数料の
平均額及び平均手数料率
- (就職者1人平均徴収手数料額) (平均手数料率)
- 1 専門的・技術的職業 → 円 → 年収の %
- 2 管理的職業 → 円 → 年収の %
- 3 事務的職業 → 円 → 年収の %
- 4 その他の職業 → 円 → 年収の %
- 5 再就職支援サービスを行っていない → (問4へお進みください)

問4 職業紹介責任者についてお答えください。

(1) 現状の職業紹介責任者数(平成17年9月1日現在)

人

(2) 職業紹介責任者にはどのような方が選任されていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 貴事業所の長 3 職業紹介部門の従事者(2を除く)
- 2 職業紹介部門の長 4 その他〔具体的に 〕

(3) 職業紹介事業を行っている者の行う業務(それぞれ主に行っている者1つに○)

	職業紹介責任者	職業紹介責任者 以外の職業紹介 事業の担当者
(ア) 求人者から申出を受けた 苦情の処理	1	2
(イ) 求職者から申出を受けた 苦情の処理	1	2
(ウ) 求人者の情報の管理	1	2
(エ) 求職者の個人情報の管理	1	2
(オ) 求人の申し込みの受理	1	2
(カ) 求職の申し込みの受理	1	2
(キ) 求人者に対する助言及び 指導	1	2
(ク) 求職者に対する助言及び 指導	1	2
(ケ) 職業安定機関との連絡調 整	1	2

- 1 現状でよい
- 2 講習の開催回数を増やしてほしい
- 3 講習内容をもっと実践的なものにしてほしい
- 4 もう少しこまめに講習をすべきである
- 5 一度受講したらしばらくは受講しないですむようにしてほしい
- 6 1回の講習の時間を長くしてほしい
- 7 1回の講習の時間を減らしてほしい
- 8 その他〔具体的に

(1) 取扱業務の範囲の限定を行っていますか。

- (2) 求職者からの受付・登録について、主にどのような方法で行っていますか（もしくは行っていましたか）。

- 1 事業所に来てもらい、直接登録してもらう
- 2 インターネットで登録してもらう
- 3 郵送で登録してもらう
- 4 その他〔具体的に〕

1 対応が困難である理由を説明し、受理しない場合がある
2 受理した上で、対応が困難であることを説明している
3 受理はするが、事実上、特にその後は対応をしていない

- 1 通常文書のみで行なっている
- 2 通常文書で行い、求職者から希望があれば電子メールを利用することもある
- 3 通常口頭で行なっている
- 4 決まっていない（場合による）

	適切に 処理している	適切に処理できない 場合もある	ほとんど留意 していない
① 個人情報適正管理規程の作成	1	2	3
② 個人情報の収集・保管及び使用	1	2	3
③ 個人情報を取り扱う職員の範囲	1	2	3
④ 秘密の保持	1	2	3

- 1 現状でよい
- 2 申請書類を簡素化してほしい
- 3 手続きに係る期間を短縮してほしい
- 4 許可の有効期間を長期化してほしい
- 5 その他〔具体的に

1 知っている 2 知らない

- 1 参加して求人情報を提供している（一般参加）
- 2 参加しているが、事業内容の紹介等をしているのみで求人情報は提供していない（特定参加）
- 3 参加していないが、ホームページを閲覧している
- 4 利用していない

- 1 悪質業者に対する取締りの強化
- 2 苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の対応の充実
- 3 行政による職業紹介制度の周知の徹底
- 4 民間職業紹介事業者を利用する求職者への周知
- 5 労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供
- 6 しごと情報ネットの一層の機能強化
- 7 国の業務の委託等による民間職業紹介事業者の活用
- 8 求職者に対する教育訓練等の支援の充実
- 9 その他〔具体的に
- 10 特に希望するものはない

10